

## 平成29年第3回奥多摩町議会定例会 会議録

1 平成29年9月15日午前10時00分、第3回奥多摩町議会定例会が奥多摩町議会議場に招集された。

2 出席議員は次のとおりである。

第1番	木村 圭君	第2番	大澤由香里君	第3番	澤本 幹男君
第4番	清水 明君	第5番	小峰 陽一君	第6番	石田 芳英君
第7番	宮野 亨君	第8番	高橋 邦男君	第9番	原島 幸次君
第10番	村木 征一君	第11番	師岡 伸公君	第12番	須崎 眞君

3 欠席議員は次のとおりである。

なし

4 会議事件は次のとおりである。

別紙本日の『議事日程表』のとおり

5 職務のため出席した者は次のとおりである。

議会事務局長 澤本 恒男君 議会係主任 原島 大輔君

6 地方自治法第121条の規定による出席説明員は、次のとおりである。

町 長	河村 文夫君	副 町 長	加藤 一美君
教 育 長	若菜 伸一君	企画財政課長	山宮 忠仁君
若者定住化対策室長	新島 和貴君	総 務 課 長	井上 永一君
住 民 課 長	原島 滋隆君	福祉保健課長	清水 信行君
観光産業課長	天野 成浩君	地域整備課長	須崎 政博君
会計管理者	加藤 芳幸君	教 育 課 長	原島 政行君
病院事務長	河村 光春君		

平成29年第3回奥多摩町議会定例会議事日程〔第4号〕

平成29年9月15日（金）

午前10時00分 開議

会 期 平成29年9月5日～9月15日（11日間）

日程	議案番号	議 案 名	結 果
1	—	議長開議宣告	—
2	—	議会運営委員会委員長報告	決定
3	認定第1号	平成28年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
4	認定第2号	平成28年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
5	認定第3号	平成28年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
6	認定第4号	平成28年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
7	認定第5号	平成28年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
8	認定第6号	平成28年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
9	認定第7号	平成28年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定
10	認定第8号	平成28年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について	原案認定
11	議案第53号	青目立不動尊休み処の指定管理者の指定について	原案可決
12	議員提出議案 第3号	「全国森林環境税」の創設に関する意見書	原案可決
13	—	各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査について	決定
14	—	議員派遣について	決定
15	—	町長あいさつ	—

（午前10時55分 閉会）

午前 10 時 00 分開議

○議長（須崎 眞君） 皆さん、おはようございます。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりであります。ご協力のほどよろしく申し上げます。

日程第 2 議会運営委員会委員長報告を行います。

本件については、本日、議会運営委員会が開かれ、本定例会の追加議案について協議が行われておりますので、その結果を議会運営委員会委員長、宮野亨議員よりご報告願います。宮野亨議員。

〔議会運営委員長 宮野 亨君 登壇〕

○議会運営委員長（宮野 亨君） 議会運営委員会の報告をいたします。

平成 29 年第 3 回奥多摩町議会定例会の追加案件について、本日 9 月 15 日午前 9 時から議会運営委員会を開催しましたので、その協議結果を報告いたします。

本日、追加議案として町長提出議案 1 件、議員提出議案 1 件を上程することと決定いたしました。

議案の取り扱いについて申し上げます。配付してあります提出案件及び上程別・採決別一覧表をごらんください。

議案第 53 号 青目立不動尊休み処の指定管理者の指定についてにつきましては、単独上程の上、採決につきましては即決で、次に、議員提出議案第 3 号につきましても、単独上程の即決と決定しております。

以上が議案の取り扱いを含めた議会運営委員会の協議結果であります。

本日の議会運営が効率的かつ円滑に進行しますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会委員長の報告といたします。

○議長（須崎 眞君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。追加議案の取り扱いについては、議会運営委員会委員長報告のとおり決定したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、追加議案の取り扱いについては議会運営委員会委員長報告のとおりとすることに決定しました。

これより議案審議に入ります。

日程第 3 認定第 1 号 平成 28 年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について、

日程第 4 認定第 2 号 平成 28 年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決

算の認定について、日程第5 認定第3号 平成28年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第6 認定第4号 平成28年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第7 認定第5号 平成28年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第8 認定第6号 平成28年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第9 認定第7号 平成28年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第10 認定第8号 平成28年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について、以上8件を一括して議題とします。

本件については、去る9月5日、決算特別委員会に審査が付託され、9月13日に審査が終了しております。

本日お手元にその結果が報告されております。審査の経過及び結果について決算特別委員会委員長、清水明議員から報告願います。清水明議員。

〔決算特別委員長 清水 明君 登壇〕

○決算特別委員長（清水 明君） 決算特別委員会決算認定審査の報告をいたします。

当委員会は、平成29年9月5日に開会された平成29年第3回定例町議会第1日に付託された、平成28年度奥多摩町の認定第1号 一般会計歳入歳出決算、認定第2号 都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算、認定第3号 山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算、認定第4号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算、認定第5号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第6号 介護保険特別会計歳入歳出決算、認定第7号 下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第8号 国民健康保険病院事業会計決算、以上8件の各会計の決算について審査を行いましたので、審査の経過並びに結果について報告いたします。

なお、決算特別委員会については、議長及び議会選出監査委員を除く10名の委員により開催されましたが、開催された2日間とも議長及び議会選出監査委員もご同席いただき、10名の委員全員が出席のもとで審査をしておりますので、質疑応答の内容は割愛し、概要のみの報告といたします。

まず審査の経過であります。9月5日の本会議に上程された後、議場において滝島代表監査委員より決算審査の結果及び審査意見の報告がなされました。

当委員会としては、9月12日、全8会計ともに、その概要について副町長より説明を受け、同日及び13日の2日間にわたり、町長、副町長、教育長以下全管理職の出席を得て、平成28年度の事務事業実績、成果等についても活発な質疑応答と貴重な提言が行わ

れるとともに、町長を初め町側から丁寧で詳細な説明や前向きな答弁があったものと受けとめました。

よって、認定第1号の平成28年度一般会計歳入歳出決算を初めとする認定第8号までの各特別会計及び企業会計については、お手元に配付してあります決算特別委員会の審査報告書のとおり、いずれも賛成多数で原案を認定すべきものと決定しております。

以上で、決算特別委員会における議案審査結果の委員長報告を終わります。

○議長（須崎 眞君） 以上で、決算特別委員会委員長の報告は終わりました。

お諮りします。ただいま上程の認定第1号から認定第8号までの各会計決算の認定議案についての質疑は、この際省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第8号までの質疑は省略することに決定しました。

次に、認定第1号から認定第8号までについて討論を省略し、採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第3 認定第1号 平成28年度奥多摩町一般会計歳入歳出決算の認定について原案を認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、認定第1号については原案を認定することに決定しました。

次に、日程第4 認定第2号 平成28年度奥多摩町都民の森管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について原案を認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、認定第2号については原案を認定することに決定しました。

次に、日程第5 認定第3号 平成28年度奥多摩町山のふるさと村管理運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について原案を認定することに賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、認定第3号については原案を認定することに決定しました。

次に、日程第6 認定第4号 平成28年度奥多摩町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について原案を認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、認定第4号については原案を認定することに決定しました。

次に、日程第7 認定第5号 平成28年度奥多摩町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について原案を認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、認定第5号については原案を認定することに決定しました。

次に、日程第8 認定第6号 平成28年度奥多摩町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について原案を認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、認定第6号については原案を認定することに決定しました。

次に、日程第9 認定第7号 平成28年度奥多摩町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について原案を認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、認定第7号については原案を認定することに決定しました。

次に、日程第10 認定第8号 平成28年度奥多摩町国民健康保険病院事業会計決算の認定について原案を認定することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(須崎 眞君) 起立多数であります。よって、認定第8号については原案を認定することに決定しました。

次に、日程第11 議案第53号 青目立不動尊休み処の指定管理者の指定についてを議題とします。

これより提案理由の説明を求めます。企画財政課長。

[企画財政課長 山宮 忠仁君 登壇]

○企画財政課長(山宮 忠仁君) 議案第53号 青目立不動尊休み処の指定管理者の指定につきましてご説明をさせていただきます。

提案の理由につきましては、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、指定管理者を指定することについて議会の議決を求めるものでございます。

青目立不動尊休み処につきましては、本年 3 月 31 日の指定期間満了をもって前指定管理者から指定終了の申し出があり、以後、奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例第 2 条の規定により、同施設の募集を行ってまいりましたが、このたび新たな団体 1 社から指定管理者指定申請書の提出がありましたので、お諮りするものでございます。

- 1、指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、青目立不動尊休み処でございます。
- 2、指定管理者となる団体は、桜ホテルズ株式会社でございます。
- 3、指定の期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 3 年間とするものです。

次に、指定管理者候補者の概要につきましてご説明させていただきます。別紙として次のページに概要がございますので、ごらんください。

名称は、先ほど申し上げましたとおり、桜ホテルズ株式会社でございます。

代表者は、代表取締役であります嶋田美恵子氏でございます。

所在地は、東京都渋谷区渋谷 2 丁目 14 番 15 号でございます。

設立年月日は、平成 16 年 6 月 4 日でございます。

従業員数は 25 名でございます。

事業内容でございますが、1、ホテル事業の経営並びにコンサルティング業務、2、レストラン事業の経営並びにコンサルティング業務、3、前各号に附帯関連する一切の業務となっております。

以上が指定管理者候補者の概要でございますが、桜ホテルズ株式会社につきましては、平成 16 年 12 月に既存のホテルを大規模改装し開業した J R 渋谷駅近くのサクラ・フルール青山を拠点にホテル経営などを行っている会社で、同ホテルは、20 歳代から 40 歳代の女性を中心に支持され、客室稼働率は 90%台の高い数値となっております。また、平成 28 年度における純利益額は 1,100 万円を超え、順調な経営状態が確認されております。

今回の青目立不動尊休み処への応募につきまして、同社では過疎化の進展に着目し、観光振興により地域が活性化していく兆しを感じられるようお手伝いしたいとの考えを持っており、それが都内企業の本来的役割ではないかとの考えを示しております。また、事業実施に当たりましては、そのロケーションから和風的な飲食の提供や地域食材の活用を考えており、管理運営スタッフにつきましては、町への移住を前提としております。

これらにつきましては、奥多摩町公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第6条の規定に基づき、去る8月14日に開催いたしました指定管理者選定委員会において選定基準に照らし合わせ、候補者として適任であるとして選定を行っております。

以上で、議案第53号 青目立不動尊休み処の指定管理者の指定についての説明を終わります。ご審議の上、ご決定いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議案第53号の質疑を行います。4番、清水議員。

○4番（清水 明君） 4番、清水でございます。確認も含めまして質問させていただきます。

資本金の額と、それから先ほど渋谷でホテルをオープンという話でしたけども、店舗展開がもしほかにあれば。それとあともう一点は、あそこは非常に冬場はシーズンオフに入ると経営が難しいということで、その辺で何かアイデアみたいなものが提案されていたらそれも含めてお願いしたいと思います。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 4番、清水議員のご質問にお答え申し上げます。

まず1点目、資本金でございますが、2,000万円でございます。

それから渋谷のホテルが現在経営を続けているということですが、ほかにということでございますけれども、現在のところはそのホテル、青山のところ1店舗というふう聞いております。ただ、その中に当然ビジネスホテル形態であったものを女性向けに大改装したということで、中にバーアンドカフェレストランというんですか、そういうようなものも飲食業として展開をしているようでございます。

それからもう一点、冬季の対策ということでございますけれども、事業計画書、提出されたものですが、その中ではやはり先方も冬季の客数の落ち込みというものはやっぱり気にされているという状況の中で、基本的には春夏秋を中心に利益を上げたいというようなことでございます。ただし、年間通じてということになろうかと思っておりますけれども、水と緑のふれあい館など町の施設と連携しながら、そういった情報発信も含めて客を呼びたいというような事業計画内容にはなっております。また、その情報発信の中では逆に客足が落ちるときにいろいろなところに町内知る意味も含めて取材といいますか、写真を撮りに行ったりということで、そういうのを情報発信する。また、渋谷のほうでホテルを展開していますので、逆に都内のほうでそういったPRの冊子といいますか、パンフレット等を置いて奥多摩のほうに観光客と申しますか、それを呼びたいというようなことも書



かれております。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。2番、大澤議員。

○2番（大澤由香里君） 2番、大澤です。

青目立は、前の経営者の方がうまくいかなくなってやめたという経緯があると思うんですけども、今回の方もそういうふうにならないように、町としての支援とか、スタッフの方が移住を前提にしているんですが、スタッフの方への移住先のあっせんとか、そういうところ決まっていたらお願いします。

○議長（須崎 眞君） 企画財政課長。

○企画財政課長（山宮 忠仁君） 2番、大澤議員のご質問にお答え申し上げます。

青目立不動尊につきましては、先ほど説明の中でも申し上げましたとおり、前指定管理者のほうは3月31日で終了ということでございました。こちらにつきましては経営上ということよりも二足のわらじということと、あとは年齢的なものもあってお返ししたいというところが主な趣旨でございました。そうは申しましても、確かに地域的になかなか冬季のお話もございましたので、やや懸念される場所もございます。町としましても支援という形でございますけれども、まずは軌道に乗ってくるまで、これは条例の中等でも規定してございますけれども、当初3年間については使用料の免除といたしますか、減額措置というものを適用させていただきたいということが1つ。また、移住の関係でございまして、できれば水根地区といいますか、付近にというご希望もあるようなんですけれども、これに関しましては、今後開店までの準備期間の中で担当課であります観光産業課、あるいは住宅の所管の担当課と調整をしながら、連携を図りながら支援対応を図ってまいりたいと思っております。現在のところまだ移住先確定はしてございません。よろしく申し上げます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。7番、宮野議員。

○7番（宮野 亨君） 7番、宮野です。

来年の4月1日からということはあと半年あるんで、具体的にいつごろから準備やるんでしょうかね。そこんところわかりましたらお願いします。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 7番、宮野議員のご質問にお答えいたします。

準備でございますけれども、やはりPR期間ということで、ホームページを作成いたしましたり、チラシを作成いたしましたり、先ほどの移住先もあります。それらを含めて準備をさせていただきたいということで4月からということでございます。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。11 番、師岡議員。

○11 番（師岡 伸公君） 11 番、師岡です。

都内での営業と奥多摩、当然違うと思うんですけども、ターゲットもまた少し違うところをホテル側では考えていらっしゃると思うんですけども、奥多摩の何に、それから青目立のどこに一番魅力を感じたかというふうな何か交渉のやりとりでお感じになったこと、先方さんがもしおっしゃっていたとしたらちょっと教えていただきたいことが1点。

それからもとより駐車場がほとんどないところなんですけれども、そのあたりの先方さんの不安ですとか、対策ですとか、そういうお話が出ていたのかどうか、そのあたりをお聞かせください。

○議長（須崎 眞君） 観光産業課長。

○観光産業課長（天野 成浩君） 11 番、師岡議員のご質問にお答えいたします。

まず1点目のターゲットでございますけれども、やはり先方のホテルでは女性客が多いということでございますので、先ほど企画財政課長からもお話の中で、相互でPR、都内のホテルでもPR、また、青目立不動尊でもホテルのPRということで、相互のPRを集中的に行いながら進めていきたいという点が1点でございます。

それと2点目の駐車場の関係ですけれども、やはり駐車場が少ないということで、国道から入るサインを重点的に進めていきたいというお考えがあるそうです。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） ほかに。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議案第53号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議案第53号について討論を省略し、採決したいと思います、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第11 議案第53号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議案第53号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第 12 議員提出議案第 3 号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書を議題とします。

議案を事務局長に朗読させます。

○議会事務局長（澤本 恒男君） 議員提出議案第 3 号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書。上記の議案を提出する。

平成 29 年 9 月 15 日提出。

提出者、奥多摩町議会議員原島幸次。

賛成者同木村圭、同澤本幹男、同清水明、同小峰陽一、同石田芳英、同宮野亨、同高橋邦男、同村木征一、同師岡伸公。

奥多摩町議会議長須崎眞殿。

理由、森林、林業、山村対策の抜本的強化を図るための「全国森林環境税」の早期導入を求めるため。

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、朗読は終わりました。これより提案理由の説明を掲出者、原島幸次議員に求めます。原島幸次議員。

〔9 番 原島 幸次君 登壇〕

○9 番（原島 幸次君） 9 番、原島でございます。

それでは、意見書の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

「全国森林環境税」の創設に関する意見書。

我が国の地球温暖化対策については、2020 年度及び 2020 年以降の温室効果ガス削減目標が国際的に約束されているが、その達成のためには、とりわけ森林吸収源対策の推進が不可欠となっている。

しかしながら、森林が多く所在する山村地域の市町村においては、木材価格の低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足に加え、急速な人口減少など、厳しい情勢にあるほか、市町村が森林吸収源対策及び担い手の育成等、山村対策に主体的に取り組むための恒久的、安定的な財源が大幅に不足している。

このような中、政府・与党は、平成 29 年度税制改正大綱において市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市、地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成 30 年度税制改正において結論を得るとの方針を示したところである。

もとより山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生等にもつながるものであり、そのための市町村の財源の強化は喫緊の課題である。

よって、下記の制度創設について実現を強く求めるものである。

記

平成 29 年度税制改正大綱において市町村が主体となって実施する森林整備等に必要な財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市、地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に関し、平成 30 年度税制改正において結論を得ると明記されたことから、森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための全国森林環境税の早期導入を強く求める。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 29 年 9 月 15 日

東京都西多摩郡奥多摩町議会

内閣総理大臣他関係 5 大臣及び衆・参議院議長殿

以上でございます。

○議長（須崎 眞君） 以上で、説明は終わりました。

これよりただいま上程の議員提出議案第 3 号の質疑を行います。質疑はありませんか。2 番、大澤議員。

○2 番（大澤由香里君） 2 番、大澤です。

質問ではありませんので、ご答弁は必要ありませんが、私の意見を述べさせていただきます。

森林は、水源の涵養や多くの生物をはぐくむ場、土砂災害の抑制といった公益的機能とともに、光合成で二酸化炭素を吸収するため、温暖化防止対策としても重要です。

ところが、木材価格の低迷、林業の担い手がなく、高齢化などによって手が入らず、荒廃した森林が増えていることは深刻で、町の面積の 94%が森林である奥多摩町にとっても森林整備の推進は喫緊かつ重要な課題となっています。ゆえに私も森林対策のための財源を確保することには大いに賛成です。

この森林を荒廃させている大きな原因には、政府・自民党の長年にわたる外材依存政策によって林業そのものが成り立たなくなり、伐採の中止や手入れをしたくてもできない現状にあることも重要な事実です。

ところが、政府・与党は、森林整備などに必要な財源を地方税の個人住民税の均等割分

に上乗せして、国が国民から徴収する森林環境税を創設して賄うことを検討し、来年度の税制改正に盛り込むことを検討しています。今回出された陳情は、その趣旨に沿うもので、意見書参考例文中にも個人住民税均等割の枠組みの活用を含め、都市、地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税の創設とあります。この森林環境税については、2016年11月末時点で37府県と横浜市で地方税として導入されており、多くの自治体では住民の合意もないままに進められたと批判されています。また、導入されている自治体からは、国の動きに対して二重課税になるとの批判も出されています。

森林のない都市の人にも森林の恩恵を受けているんだと意識させるためにも、住民税で等しく徴収することは有効であるというご意見もありましたが、日本共産党は、森林対策の環境税については、国民に等しく負担を求めるのではなく、既に石油石炭税の上乗せ措置として実施されている地球温暖化対策税の拡充を図り、使途として森林吸収源対策を位置づけて森林林業における地球温暖化対策の実行に必要な財源を充てるよう提言しています。また、温暖化対策の国民負担が増えることには必要性や効果など丁寧な議論がまだまだ求められます。

森林整備のための財源確保の必要性は認めるものの、新たな住民負担によらない森林対策を丁寧な議論によって練り上げるべきと申し上げて、私の反対意見といたします。

○議長（須崎 眞君） ほかに質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） 質疑なしと認めます。

以上で、議員提出議案第3号の質疑を終結します。

次に、ただいま上程の議員提出議案第3号について討論を省略し、採決したいと思います。すが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、これより採決します。

日程第12 議員提出議案第3号について原案に賛成の議員は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（須崎 眞君） 起立多数であります。よって、議員提出議案第3号については原案のとおり可決されました。

次に、日程第13 各常任委員会、議会運営委員会の特定事件に関する閉会中の継続調査についてを議題とします。

お諮りします。本件については、各常任委員会、議会運営委員会から継続調査の申し出

がありましたので、お手元に配付の継続調査事項のとおり閉会中の継続調査にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、本件についてはそれぞれ閉会中の継続調査とすることに決定しました。

次に、日程第 14 議員派遣についてを議題とします。

お諮りします。本件については、地方自治法第 100 条第 13 項及び会議規則第 124 条の規定により、閉会中において議員派遣を行う必要があるものは、お手元に配付の議員派遣予定表のとおりであります。

ただし、予定表に記載がなく、特に緊急を要する場合にあっては、その日時、場所、目的及び派遣議員等について議長にご一任願いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（須崎 眞君） ご異議なしと認めます。よって、本件については議長に一任することに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議はすべて終了しました。

ここで本定例会の閉会に当たり、町長より挨拶があります。河村町長。

〔町長 河村 文夫君 登壇〕

○町長（河村 文夫君） 平成 29 年第 3 回定例会の閉会に当たり一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は、9 月の 5 日に開会をさせていただき、町からは、きょうの追加案件を含めまして 29 件の議案を提案させていただきました。その中で、特にそれぞれ条例の一部改正等ございますけれども、平成 28 年度の一般会計補正予算、また、きょうは最終日で平成 28 年度の一般会計を初めとする特別会計、あるいは企業会計についての決算の認定をすべての議案にわたりまして議員全員の皆様にご賛同賜り、大変感謝と御礼を申し上げます。

特に一般会計でございますけれども、一般会計を初め、補正予算でございますが、今後、いろいろ実行していく予算についてご理解を賜り、今後実行してまいりたいというふうに思っております。

また、決算の認定でございますけれども、決算の認定の意義というのは、決算審査の中でもいろいろ議論いただき、またご意見もいただいております。これは地方自治法に基づ

きまして決算の意義というのは、その意見、いろんな審議のもとに真摯に受けとめ、それを活用しながら翌年度以降の新たな予算についてこれらを活用していく、あるいはご意見をいただいた部分について実行していくというのがこの決算の大きな目的でございます。

そういう意味では、この決算認定をいただき、決算認定の場合には地方自治法でもありますけれども、認定が成立しなくても法律的には何ら問題がありませんけれども、皆さんの議論をいただいて認定することに私は意義があり、また、その中のいろんな議論を町として真摯に受けとめて実行する、こういう意義があるのではないかなというふうに思っております。

また、補正予算等についてもお話を申し上げましたけれども、今おかげさまで少子高齢化、若者定住化等については順調に推移をしております。昨日でございますけれども、来年の4月から若者住宅は小丹波、それから棚沢に完成をいたします。それらを含めて来年の入居者についての仮内定といたしますか、そういうものをさせていただきました。

この若者住宅については毎年10棟造りたいわけでございますけれども、残念ながら用地等の関係を含めて、今1年に7棟ずつ造ってまいりました。そういう中では非常に需要が多くて、約3倍の応募があり、その中の部分で町で一定のルールを決めて公募をし、その中のいろんな意味できめ細かな子どもの問題、あるいは生活をしていく上での問題、あるいは雇用の問題等含めて細かに面接をして、現地を見てもらったり、いろんなことをしながら実行しております。

そういう点では、一般質問でありましたけれども、いろんな問題が起きていることも事実であります。それは逆に言うと、そういう人たちが、場合によっては奥多摩の景色のいいところ、あるいは自然環境のいいところに住んで一生を過ごしたい。特に今回私が感じたのは子どもの問題でございまして、子どもの問題に関しまして非常に関心が高く、奥多摩の自然の中で、あるいは子どもの病気等含めた部分で健やかに育てたいというのがひしひしと感じられる。その場合に、自分の職業を変えても子どもを育てていこうという意義が多分に感じられております。

そういう点では、副町長以下、職員を含めて大変な問題が起きていることも事実です。今までなかったことに対応しているのも事実でございますけれども、これこそが職員が能力を発揮できる、あるいは相対的に町がいいよと、みんなが住んでみたい、あるいは長く住みたい、そういう町にするんだという原点でありますから、そういう意味で、ほかの自治体の職員がやれない部分を一生懸命やっている職員の姿を見て、私自身は来た人がある一定の段階では感動していただける、あるいはそれを理解していただける、また、それを

外に情報発信していただくというのが徐々に徐々にでありますけれども、着実にレベルアップをしているのではないかなと。そういう意味では、職員のレベルアップも図られて、いろんな意味でこの町の住民の人たちに対する安全・安心、あるいはそれによって寄り添った行政をするという部分では、職員のレベルアップが図られているのではないかなというふうに思っております。

大変いろんな意味で、いろんなところでいろんなお話が出てこようかと思っておりますけれども、議員の皆様方にもそういう点をご理解をいただきながら、この若者定住化についてはこれからも進めてまいりたいというふうに思っております。

それからふるさと子育て支援の問題でございますけれども、これもおかげさまで戸数は少ないんですけれども、順調に推移をしております。そういう中で、子育て支援でこの町に住みたいという人は、ある意味では、この町に来て新たな起業を起こす、あるいは自分の持っている特技といいますか、そういうものをこの町で活用したいということがひしひしと感じられます。そういう点では、新たな奥多摩の第一歩として、大きな工場を誘致するという事はなかなかできませんけれども、住民が定着をして、地域の皆さんとコミュニティを含めてやっていただく、そういう町になるのではないかな、そういう目標が少しずつですけれども、着実に遂行しているということをご報告し、またご理解を賜りたいと思っております。

いよいよ平成 30 年度に向けて東京都の予算編成が夏から始まります。非常に暑い中で東京都町村会、あるいは東京都議長会として東京都に対して来年の予算要望を行ってまいりました。この予算要望を受けて東京都自身がそれぞれの局の予算を財務局に上げる時期になってまいります。12 月の予算編成に当たって、私どもも予算編成をしてまいりますけれども、その中では再三にわたって申し述べておりますように、それぞれの補助事業、1 つで言えば、今、社会基盤整備では非常に大事な東京都の土木補助事業、これは一時は 3 分の 1 でございましたけれども、2 分の 1 までかさ上げをされ、さらには設計であるとか、あるいは用地買収、また、それ以外の費用についても従来より数年前から 2 分の 1 の補助が受けられることになっておりますので、社会資本整備についてもきちっとやっていきたい。

また、福祉保健事業では総括事業ということで、その町の特定な、あるいは町が持っている固有の部分についてアイデアを出し、また、それ自身に対する町の取り組み方に対して総括的な補助をしていただけるという制度を活用しております。これこそが今、私自身は職員に言っているのは、自分たちの能力、それから自分たちのやる気が試されて、それ



がルールによって予算をつけるということでは簡単でございますけれども、そういうことをきちっと獲得をすることによって財源確保していくということでございます。

そういう個別の補助事業がございますけれども、総体的には従来からお話ししておりますように、市町村総合交付金、これをいかに大きな額を確保するかというのが私たちの一番の目標であり、また、それを確保しないと一般財源の少ない町においては安定的な予算の編成ができず、また、住民皆さんに対するサービスの低下を招くということでございますので、この点についても都に強く要望してまいりたいというふうに思っております。

なかなか個々のやりとりの中では細かい部分が議員の皆様方に各課長、あるいは副町長以下やっている事業についてお伝えできない部分があるかと思っておりますけれども、総合的な判断をする、このことも大きな部分でございます、私自身はいろんな状況を見ながら、総合的に判断をしながら、その財源確保をして町のいろんな施策を実行しているという状況でございます。

特に子育て支援については再三にわたって申し上げますけれども、15項目にわたって全部実行している自治体は日本全国どこにもございません。奥多摩町だけが15項目。15項目の中の幾つかの項目をやっている市町村は全国に多数ありますけれども、15項目にわたってやっているというのは町だけだという調査の結果も出ておりますので、こういう点も私自身も職員もプライドを持ちながら、この町の推進を今後も図ってまいりたいというふうに思っております。

どうかこれから冬の時期に入りまして、秋にはいい天候が続いて、夏の天候が悪かった部分を観光で盛り返して多くのお客さんに来ていただいて、観光のやっている事業が進展すればいいなというふうに思っております。

これから冬にかけてインフルエンザ等が若干早くはやっているようでございますけれども、議員の皆様方には十分に体を気をつけていただきながら、地域の問題、あるいはそれぞれの住民の問題等、細かに対応していただきながら、町と一緒に素晴らしい町をさらに前進させていただくようお願い申し上げますと同時に、今議会で29件の案件につきまして全議員の皆様にご賛同いただき、前に前進できますことに感謝と御礼を申し上げます、ご挨拶とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長（須崎 眞君） 以上で、町長の挨拶は終わりました。

以上をもって、平成29年第3回奥多摩町議会定例会を閉会といたします。長時間の審議大変ご苦労さまでした。

午前10時55分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

奥多摩町議会議長

奥多摩町議会議員

奥多摩町議会議員